

## 特定公園施設について

### (1) 特定公園施設の建設に関する事項

- ・公募設置対象公園施設の周辺で公園利用者の利便性がより一層向上するトイレ・園路・広場・植栽等を整備してください。また、トイレについては、(仮称)乙川人道橋と橋詰広場の範囲内に最低1箇所は設けることとします。
- ・QURUWA戦略を考慮した一体的な整備を行ってください。
- ・乙川の景観と調和する施設の整備を行ってください。
- ・周辺の園路との接続などに配慮してください。

### (2) 事業の流れ

- ・特定公園施設に係る設計及び建設は、一旦、認定計画提出者の負担において実施していただき、整備完了後、岡崎市が費用を負担し当該特定公園施設を取得します。
- ・全ての特定公園施設の引き渡しを終了した時点において、岡崎市は、認定計画提出者を特定公園施設に係る「指定管理者」とすることを予定しています。

### (3) 費用分担及び役割分担等

	項目	特定公園施設
整備 (設計含む)	実施主体	認定計画提出者
	費用負担	認定計画提出者と岡崎市
	位置付け等	公園施設譲渡契約により認定計画提出者が整備したものを岡崎市へ譲渡 工事中は、公園施設設置許可を要取得
管理運営	実施主体	認定計画提出者
	費用負担	認定計画提出者を指定管理者として指定
	位置付け等	指定管理者による